

熊本県牛ヨーネ病防疫対策実施要領

熊本県農林水産部生産経営局畜産課

最終更新: 令和6年5月28日

第1 目的

この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第5条及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）並びに牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛のヨーネ病（以下「本病」という。）の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るための総合的な対策として、発生状況等に対応した防疫対策を推進し、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等（本病の患畜又は疑似患畜をいう。以下同じ。）の摘発及びとう汰を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

本要領において、次の1から11までに掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 「新規発生確認」とは、3の 카테고리 I の農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと又は本病の発生が確認された後、第5に規定する措置及び第6に規定する対策が講じられ、患畜及び疑似患畜が確認されなくなったことをいう。
- 3 「 카테고리 I の農場」とは、清浄確認が行われており、第3の規定により予防対策が講じられ、かつ、第4の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。
- 4 「 카테고리 II の農場」とは、本病の発生があり、第5に規定する措置又は第6に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的抗体検出法による検査をいう。
- 6 「予備的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的遺伝子検出法（以下単に「予備的遺伝子検出法」という。）による検査（7のプール糞便検査で陽性となった検体に含まれる個体の糞便材料について行う予備的遺伝子検出法による検査を含む。）をいう。
- 7 「プール糞便検査」とは、複数個体の糞便材料を一つの検体として行う予備的遺伝子検査を

いう。

- 8 「診断的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法(ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット(プローブを用いるものに限る。))による方法)による検査をいう。
- 9 「遺伝子検査(定性判定)」とは、診断的遺伝子検査によるヨーネ菌DNAの有無を確認する判定をいう。
- 10 「遺伝子検査(定量判定)」とは、診断的遺伝子検査による糞便抽出液 2.5 μ l 中のヨーネ菌DNA濃度を基準とした判定(0.001pg/2.5 μ l 以上の検体を陽性とする。)をいう。
- 11 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査、予備的遺伝子検査又は診断的遺伝子検査をいう。

第2の2 プール糞便検査

プール糞便検査は、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法(ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット(インターナルコントロールを用いるものに限る。))による方法)を用いて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下「動物衛生研究部門」という。)が定める「ヨーネ病検査マニュアル」に記載された手法に従い、行うものとする。

第3 発生予防対策

熊本県及び牛の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から3までの措置を行うものとする。

1 牛の所有者への助言又は指導

家畜保健衛生所長は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準並びに2の(1)から(7)まで及び3の(1)から(7)までに掲げる事項を遵守するよう、助言又は指導を行うものとする。

2 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛(母牛を含む。)群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。

- (4) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃し、その後、洗浄及び消毒を実施すること。
- (6) 農場入口への消毒薬の散布、牛舎入口での専用作業靴への交換、踏込消毒槽の設置等による入場車両、作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に連絡し、必要な検査を受けること。

3 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の（１）から（７）までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努めるものとする。

- (1) 農場への牛の導入に当たっては、カテゴリーⅠの農場から行うこと。また、導入時には抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性が確認された個体に限ること。併せて、導入後に再度、1回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認すること。

なお、出荷月齢等の理由から、最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査（結果）回数を様式3「ヨーネ病検査証明書」により確認した上で、管轄の家保へ導入後の検査を依頼すること。

- (3) カテゴリーⅠ及びⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、様式3「ヨーネ病検査証明書」により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されていない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。
- (4) 牛の出荷農場は、（１）から（３）までの確認が円滑に行われるよう、第7の規定に基づき、様式1、2及び3により、必要な証明書の交付を管轄の家保から受けること。
- (5) 牛を導入した場合には、当該牛について、（１）から（３）までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育するこ

と。ただし、肥育のみを行う農場における牛の導入にあつては、（１）から（３）までの検査及び隔離飼育は必ずしも必要ではない。

- （６）家畜共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動に当たっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも（２）の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。

- （７）カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第4 患畜又は疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の（１）から（４）までの検査を実施し、規則別表第1ヨーネ病の項の規定に基づき、本病の患畜等を判定するものとする。

- （１）法第5条に基づく検査（サーベイランス）
- （２）第3の3の（１）から（３）までの規定に基づく検査（以下「移動牛検査」という。）
- （３）第5の4及び第6に規定された同居牛の検査
- （４）その他病性鑑定等による自主検査

第5 患畜等確認時の防疫措置

本病の患畜等を確認した場合は、家畜保健衛生所長は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

1 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき別紙1「家畜隔離の指示書」を交付し、患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第17条第1項の規定に基づき、患畜が確認された後2週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿（発酵が不十分な堆肥を含む。）の適正な処理について指導する。なお、石灰乳により畜舎消毒を実施する場合は、別添「石灰乳塗布による畜舎内の消毒基準」を参考に実施すること。

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第31条又は法第51条に基づき、次の

(1) 及び(2) に従い検査を実施する。ただし、第3の3の(1) から(5) までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中（直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合）に患畜が確認された場合にあっては、この限りではない。

- (1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている6か月齢以上の全ての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施する。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、必要に応じて糞便の細菌検査（直接鏡検）も併せて実施すること。また、検査日前1か月の間に次の①又は②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

- ① 抗体検査又は予備的遺伝子検査を行い、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査
- ② 分離培養法による細菌検査又は診断的遺伝子検査

- (2) 当該農場で飼養されている牛のうち、6か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、必要に応じて抗原検査又はヨーニン検査等を実施すること。

5 出荷農場に対する措置

移動牛検査で患畜が確認された場合は、検査の結果及び疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第51条及び4に基づく検査を行うものとする。

なお、患畜の確認された出荷農場が県外に所在する場合には、畜産課は出荷農場の所在する都道府県に連絡し、出荷農場について必要な検査等を行うよう依頼する。

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。

第6 まん延防止対策

本病の発生農場においては、家保は獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第5に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、次の(1) 及び(2) に従い実施する。ただし、新規発生確認の際に、水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場又は第5に規定する措置若しくは1から3までの対策を実施している際に患畜が確認された農場等については、(1) の最終検査後2年間、少なくとも年1回の同居牛検査を実施する。

また、(1) 及び(2) の検査で患畜が確認された農場等については、再度、発生確認時に戻って検査を繰り返すものとする。

検査期間及び防疫措置は、別紙2「患畜発生農場のまん延防止のための同居牛検査」に基づき実施すること。

(1) 第5の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施すること。

(2) 第5の4の(2)に規定する検査を実施すること。

2 自主検査の推進

患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第5の4及び1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言又は指導を行うものとする。

3 自主とう汰の推進

患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)又は(2)に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的にとう汰するよう助言又は指導する。

(1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高いもの(患畜等の産子等)。なお、患畜の産子等を早期にとう汰することが困難な場合は、次の措置を講じるよう所有者を指導すること。

ア 区分飼養すること。

イ 繁殖の用に供さないこと。

ウ 別搾乳すること。

(2) 診断的遺伝子検査の結果、遺伝子検査(定性判定)により陽性となったもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く。)

4 牛の移動の自粛

本病の発生農場で飼養する牛については、農場が清浄化されたと判定されるまで、牛の移動(放牧のための移動も含む)を自粛するよう所有者を指導すること。

ただし、と殺の目的でと畜場に出荷する場合、肥育のみを行う農場への出荷の場合及び第3の3に係る検査を実施している場合は、この限りではない。

廃業等のやむを得ない理由により牛を他の農場へ移動させる場合は、第3の3に準じた検査を実施するものとする。

第7 検査証明書の交付

家畜保健衛生所長は、牛の所有者から、当該農場がカテゴリーⅠであることの証明又はヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式例により証明書を交付する。

(別紙 1)

第 年 月 日 号

家 畜 隔 離 の 指 示 書

様

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 印

あなたが所有(管理)する牛は、ヨーネ病と診断したので、家畜伝染病予防法第 14 条第 1 項の規定により、下記の家畜を別途指示するまで隔離飼養してください。

記

隔離の対象家畜 (患畜)

1 ヨーネ病と診断した牛

品 種	名 号	性	生年月日	個体識別番号	隔離場所

2 ヨーネ病のおそれがある牛(疑似患畜)

畜 種	品 種	頭 数		隔離場所
		成 畜	子 畜	

隔離に当たっての注意事項

- (1) 家畜の出し入れは家畜防疫員が許可する場合を除き、行わないでください。
- (2) 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのあるものを持ち出さないでください。
- (3) 家畜の管理者及び家畜防疫員以外の者は畜舎に立ち入らないでください。
- (4) 家畜の生産物は、家畜防疫員が許可する場合を除いて、持ち出さないでください。
- (5) 畜舎の出入り口は 1 か所のみとし、消毒槽を設けてください。
- (6) 管理者が外出する場合には車両等の消毒を行ってください。

(別紙 2)

患畜発生農場におけるまん延防止のための同居牛検査

1 法第5条による検査において患畜が摘発された場合は、次の検査を継続する。

	患畜の摘発			清浄化
	↓			↓
経過月	0	4	8	1 2
検査法①	— ¹⁾	—	—	—
検査法②	—	—	—	—

—：検査結果陰性

検査法①：抗体検査又は予備的遺伝子検査

検査法②：検査法①の結果、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査又は分離培養法により細菌検査

- 1)：法第5条により患畜が摘発された場合は、発生時の同居牛エライザ法等による抗体検査は省略することができる。
- 2)：この間の同居牛の検査において患畜が摘発された場合は、2の経過月0に移行して検査を継続する。
- 3)：まん延防止のための検査により患畜が摘発されなかった場合、最短12ヵ月で清浄化。

2 1の検査において患畜が再摘発された場合又は、臨床を示す患畜が摘発された場合は、次の検査を継続する。

	患畜の再摘発				清浄化	
	↓				↓	
経過月	0	4	8	1 2	12~24	24~36 ²⁾
検査法①	— ¹⁾	—	—	—	—	—
検査法②	—	—	—	—	—	—

—：検査結果陰性

検査法①：抗体検査又は予備的遺伝子検査

検査法②：検査法①の結果、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査又は分離培養法により細菌検査

- 1)：この間の同居牛の検査において患畜が摘発された場合は、経過月0に戻って検査を継続する。
- 2)：再摘発時の検査により患畜が摘発されなかった場合、最短36ヵ月で清浄化。

(別添)

石灰乳塗布による畜舎内の消毒基準

1 消毒の手順

項 目	方 法
(1) 消毒の基準	石灰乳の付着によって使用不能又はそのおそれのある管理器具、機械、飼料等を移動するとともにコンセント、換気扇、窓ガラス等の施設に目張りをする。
(2) 清 掃	糞便及び敷料を除去する。この場合、壁、床、柱等に固着した汚物は予め温湯等で浸して除去する。
(3) 水洗・消毒	水洗後消毒薬(塩素剤)を散布する。
(4) 乾 燥	十分に乾燥させる。
(5) 石灰乳塗布	石灰乳塗布機を用いて壁、柱の表面全体に石灰乳を吹き付ける。
(6) 乾 燥	塗布部分を十分に乾燥させる。

2 石灰乳の調製方法

- (1) 定量の生石灰に同量の水を徐々に加えガスを発生させる。
- (2) ガスの発生後生石灰の2倍量の水を加えて十分に混合する。

3 注意事項

- (1) 石灰乳を塗布する際は十分に換気し、作業従事者はマスク、ゴム手袋等を着用すること。
- (2) 石灰乳の塗布量は消毒対象物の表面を薄く覆う程度にとどめ、厚く塗らないこと。
- (3) 消毒作業を中断し又は終了するときは、石灰乳塗布機内に石灰乳が固着しないよう水洗を十分に行うこと。
- (4) 石灰乳はアルカリ性で皮膚刺激性が強いことから家畜の収容は、十分に乾燥した後に行うこと。

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 様

次の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 2 5 年 4 月 1 日付け 2 4 消安第 5 9 9 9 号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月日	
4 その他	

年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 印

※証明書を発行する者

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第 5 に規定する措置及び第 6 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 3 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 4 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

年 月 日

〇〇〇〇 様 ※証明書を発行する者

住所
申請者
氏名

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

ヨ－ネ病検査証明書

〇〇 〇〇 様

下記の牛についてヨ－ネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1	農場名（所有者名）				
	2	農場所在地				
	3	患畜の最終発生日				
	4	農場における最終発 生後の検査回数※		回		
牛名号等	1	品種				
	2	性別				
	3	名号				
	4	個体識別番号等				
	5	生年月日				
検査結果	1	検査の種類		遺伝子検査法	分離培養法	その他
	2	採材日/ 判定日	1回目 2回目 〇〇回目			
	3	結果		陰性	陰性	陰性
農場における2回以上の再検査の必要性				必要/不要		

※同居牛検査に限る

年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 印

※証明書を発行する者

様式 4

年 月 日

牛の導入計画書

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 様

所有者 住 所

氏名または名称

及び代表者氏名

下記のとおり、牛を導入する予定ですので報告します。

記

1 品 種

ホルスタイン、ジャージー、黒毛和種、褐毛和種、その他（ ）

2 用 途

乳用牛、肉用牛（雌）

3 導入元

住所： （都、道、府、県） （市、町、村） 番地

4 導入頭数

5 到着予定年月日

6 その他参考事項